

## 大学リーグやまぐち規約の一部改正（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>(名称) 第1条 (略)</p> <p>(目的) 第2条 本会は、山口県内の高等教育機関（以下「<u>高等教育機関</u>」という。）の連携を深め、また、行政、産業界等と広範なネットワークを形成し、それぞれの特性を活かした様々な連携事業の実施を通じて、<u>若者の定着促進並びに高等教育機関の地域貢献力及び教育・研究水準の一層の向上を図ることにより</u>、それぞれの主体が一体となって、地域社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 <u>(1) 高等教育機関と産業界等が連携した若者定着促進に関する事業</u> (2) 高等教育機関の地域貢献に関する事業 (3) 高等教育機関の<u>教育及び研究の連携</u>に関する事業 (4) 高等教育機関の情報発信に関する事業 (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(会員) 第4条 本会は、別表に掲げる<u>会員</u>をもって構成する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(役員) 第5条 (略) 2 役員は、会員のうちから<u>全体会議</u>において互選により選任する。 3 (略) 4 (略)</p>	<p>(名称) 第1条 (略)</p> <p>(目的) 第2条 本会は、山口県内の高等教育機関の連携を深め、また、行政、産業界等と広範なネットワークを形成し、それぞれの特性を活かした様々な連携事業を実施することにより、<u>県内高等教育機関の地域貢献力及び存在感の一層の向上を図るとともに</u>、それぞれの主体が一体となって、地域社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 高等教育機関の情報発信に関する事業 (2) 高等教育機関の地域貢献に関する事業 (3) 高等教育機関の<u>教職員の資質の向上</u>に関する事業 (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(会員) 第4条 本会は、別表に掲げる<u>正会員及び準会員</u>をもって構成する。 (1) <u>正会員</u> 本会の目的を理解し事業に参画する<u>高等教育機関、行政、その他の組織</u> (2) <u>準会員</u> 本会の事業に賛同し協力する<u>高等教育機関、行政、その他の組織</u></p> <p>(役員) 第5条 (略) 2 役員は、正会員のうちから<u>代表者会議</u>において互選により選任する。 3 (略) 4 (略)</p>

<p>(特別顧問)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第7条 会長は、本会を代表し<u>全体会議</u>を主宰する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>本会と会長との利益が相反する事項については、</u> <u>会長は、代表権を有しない。この場合においては、</u> <u>副会長が本会を代表する。</u></p> <p>4 監事は会計を監査する。</p> <p>(全体会議)</p> <p>第8条 <u>全体会議</u>は、<u>会員</u>で構成する。</p> <p>2 <u>全体会議</u>は、次の事項を審議・決定する。 (1)～(4) (略) <u>(5) 部会の設置・廃止</u> <u>(6) その他必要と認められる事項</u></p> <p>3 <u>全体会議</u>は、会長が招集する。</p> <p>4 <u>全体会議</u>の議長は会長又はその委任を受けた<u>会員</u>とする。</p> <p>5 <u>全体会議</u>は、会員数の3分の2以上の出席をもって成立する。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 やむを得ず、<u>全体会議</u>に出席できない構成員は、予め通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。これにより表決権を行使した構成員は本条第5項の規定については出席したものとみなす。</p> <p>(部会)</p> <p>第9条 本会は、事業運営のため<u>部会</u>を置く。</p> <p>2 <u>部会</u>に関する必要な事項については、別に定める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(会計)</p> <p>第11条 本会の会計は、会員の負担金、寄附金、補</p>	<p>(特別顧問)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第7条 会長は、本会を代表し<u>代表者会議</u>を主宰する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 監事は会計を監査する。</p> <p>(代表者会議)</p> <p>第8条 <u>代表者会議</u>は、<u>正会員及び運営委員会の委員長、副委員長</u>で構成する。</p> <p>2 <u>代表者会議</u>は、次の事項を審議・決定する。 (1)～(4) (略)</p> <p>3 <u>代表者会議</u>は、会長が招集する。</p> <p>4 <u>代表者会議</u>の議長は会長又はその委任を受けた<u>正会員</u>とする。</p> <p>5 <u>代表者会議</u>は、会員数の3分の2以上の出席をもって成立する。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 やむを得ず、<u>代表者会議</u>に出席できない構成員は、予め通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。これにより表決権を行使した構成員は本条第5項の規定については出席したものとみなす。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第9条 本会は、事業運営のため<u>運営委員会</u>を置く。</p> <p>2 <u>運営委員会</u>に関する必要な事項については、別に定める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(会計)</p> <p>第11条 本会の会計は、会員の<u>会費及び負担金</u>、寄</p>
--	---

助金及びその他の収入をもって充てることとし、その内容は全体会議において協議・決定する。

2～4 (略)

(規約の改廃)

第12条 本規約の改廃については、全体会議で審議・決定する。

(その他)

第13条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、全体会議を経て、会長が別に定める。

別表(会員)

○大学・短期大学・高等専門学校

宇部フロンティア大学
山陽小野田市立山口東京理科大学
至誠館大学
下関市立大学
水産大学校
東亜大学
徳山大学
梅光学院大学
放送大学山口学習センター
山口学芸大学
山口県立大学
山口大学
岩国短期大学
宇部フロンティア大学短期大学部
下関短期大学
山口芸術短期大学
山口短期大学
宇部工業高等専門学校
大島商船高等専門学校
徳山工業高等専門学校

○経済団体

山口経済同友会
山口県経営者協会
山口県商工会議所連合会

附金、補助金及びその他の収入をもって充てることとし、その内容は代表者会議において協議・決定する。

2～4 (略)

(規約の改廃)

第12条 本規約の改廃については、代表者会議で審議・決定する。

(その他)

第13条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、代表者会議を経て、会長が別に定める。

別表1(正会員)

宇部フロンティア大学
山陽小野田市立山口東京理科大学
至誠館大学
下関市立大学
水産大学校
東亜大学
徳山大学
梅光学院大学
放送大学山口学習センター
山口学芸大学
山口県立大学
山口大学
岩国短期大学
宇部フロンティア大学短期大学部
下関短期大学
山口芸術短期大学
山口短期大学
山口県

別表2(準会員)

徳山工業高等専門学校
山口県市長会
山口県町村会

山口県商工会連合会

山口県中小企業団体中央会

○支援機関

山口県産業技術センター

やまぐち産業振興財団

山口しごとセンター

○私学団体

山口県私立大学協会

山口県専修学校各種学校協会

山口県私立中学高等学校協会

○行政機関等

山口県

山口県教育委員会

山口県市長会

山口県町村会

山口労働局

附 則 (略)

附 則

この規約は、令和2年 月 日から施行する。

附 則 (略)